電気需給約款 【低圧】

(中部電力管内)

平成30年12月1日実施 令和元年10月1日変更 令和2年4月1日変更 一般社団法人塩尻市森林公社

目次

I.	総 則	. 5
1.	適用	. 5
2.	定義	. 5
3.	単位および端数処理	. 6
4.	本約款に定めのない特別な事項	. 7
II.	契約について	. 7
5.	需給契約の申込み	. 7
6.	契約期間	. 7
7.	電気需給契約の単位	. 7
8.	供給の開始	. 7
9.	承諾の限界	. 8
III.	契約種別および料金	.8
10.	契約種別	. 8
11.	料金等	. 8
IV.	料金の算定および支払い	. 8
12.	料金の適用開始の時期	. 8

13.	検針日8
14.	料金の算定期間8
15.	使用電力量の計量9
16.	料金の算定9
17.	料金の支払義務10
18.	支払期限日および支払い方法10
19.	延滞利息11
V.	使用および供給11
20.	需要場所への立入りによる業務の実施11
21.	電気の使用にともなうお客さまの協力12
22.	供給の停止12
23.	供給停止の解除13
24.	供給停止期間中の料金13
25.	違約金13
26.	供給の中止または使用の制限もしくは中止13
27.	損害賠償の免責14
28.	設備の賠償15

VI.	契約の変更および終了	15
29.	電気需給契約の変更	15
30.	名義の変更	15
31.	電気需給契約の終了	15
32.	需給開始後の電気需給契約の終了または変更にともなう料金および工事	費
の精算	16	
33.	解約等	16
34.	電気需給契約終了後の債権債務関係	16
VII.	工事および工事費の負担金	<i>17</i>
35.	需給地点および施設	17
36.	計量器等の取付け	17
37.	電流制限器等の取付け	18
38.	供給設備の工事費負担金	18
39.	需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用	の
申受け	18	
40.	施設した設備の所有権	18
VIII.	保 安	18

<i>BH</i>	訓	20
44.	管轄裁判所	. 19
43.	反社会的勢力の排除	. 19
IX.	その他	19
42.	保安等に対するお客さまの協力	. 19
41.	調査に対するお客さまの協力	. 18

I. 総 則

1. 適用

当社がお客さまに低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款【低圧】(以下「本約款」といいます。)によります。

2. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流 (アンペア) をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される 地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(14) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約電力の単位は 1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

4. 本約款に定めのない特別な事項

本約款に定めのない特別な事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約について

5. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認 のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

6. 契約期間

契約期間は、電気需給契約が成立した日から、需給開始日(料金適用開始の日) 以降 1 年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって電気需給契 約の終了の申し出または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

7. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1需要場所について、1電気需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要の場合、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約することができます。

8. 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者による所定の手続きが完了した後に、電気の供給は開始されます。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じて お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを 経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (4) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始 日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社 は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客 さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

9. 承諾の限界

当社は、以下の場合には、需給契約の申込みを承諾しないものとします。

- (1) お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。
- (2) 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の与信基準適合性または料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。) その他によってやむをえないとき。

III. 契約種別および料金

10. 契約種別

契約種別は別表中「7.契約種別」のとおりといたします。

11. 料金等

料金は、基本料金、電力量料金および別表中「1.再生可能エネルギー発電促進賦課金」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表中「2.燃料費調整」によって算定された燃料費調整額を加減したものとします。契約種別ごとの料金は、別表中「5.料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、料金算定に用いる消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税率が変更された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めます。

IV. 料金の算定および支払い

12. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの 責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始 日から適用いたします。

13. 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

14. 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以

下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始 し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後 の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの 期間といたします。

- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

15. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知)があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、原則、一般送配電事業者が定める託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)に定める協定基準に則り、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、当該協議結果に当社が申入れをした場合および一般送配電事業者がお客さまとの協議が困難と判断した場合には、別表 3(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

16. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ)電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合
- ロ)契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変 更があった場合

- (2) (1) イまたは口の場合は、次により料金を算定いたします。
- イ)基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。 選択した電気料金メニューに定める1月の基本料金×(日割計算対象日数÷検 針期間の日数)
- ロ)電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。
- ハ) イまたは口によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 - (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

17. 料金の支払義務

(1) 1月の電気料金の支払義務が発生する日は、当該1月の電気料金の請求日といたします。ただし、お客さまが電気需給契約を開始した場合の、供給開始日から検針日までの電気料金の支払い義務発生日またはお客さまが電気需給契約を解約した場合の、前回の電気の検針日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、当該期間分の電気料金の請求日とします。

18. 支払期限日および支払い方法

- (1) お客さまの電気料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- (2) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。
- (3) (2)の支払期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を支払期限日と します。
- (4) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が 指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払い にともなう費用は、原則としてお客さまの負担といたします。なお、料 金の支払いは、次によります。
- イ)お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払う 方法。
 - (5) お客さまが料金を(4)イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に

対する支払いがなされたものといたします。

- イ)(4)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落と されたとき。
- ロ)(4)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - (6) 支払っていただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

19. 延滞利息

- (1) お客さまは、料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進 賦課金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合に は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数につい て、延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息はその算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(算式):再生可能エネルギー発電促進賦課金×[10/110]

V. 使用および供給

20. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 供給の停止
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安

の確認に必要な業務

21. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、 もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者 の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合 (この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。なお、この場合の連携条件は、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。
- (3) 電気の供給にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をしていただきます。
- (4) 一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

22. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要 する場合
 - ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、また は紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

23. 供給停止の解除

本約款「22.供給の停止」によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

24. 供給停止期間中の料金

「22.供給の停止」によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない月額料金を「16.料金の算定」による日割計算により、料金を算定いたします。

25. 違約金

- (1) お客さまが本約款「22.供給の停止」に該当し、そのために料金の全部または 一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違 約金として支払っていただきます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

26. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれ がある場合
 - ロ) 非常変災の場合
 - ハ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまに お知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありま

せん。

- (3) お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。また、「16.料金の算定」(1)イまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。)に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。
 - イ)割引率:その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。
 - ロ)制限または中止延べ日数の計算:イ)における延べ日数は、1日のうち延べ 1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算し、一般送配電事業 者より通知されたものとします。
 - ハ)延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行われる制限または中止は、1月につき1日に限り、計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

27. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合でも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款「22.供給の停止」および「25.供給の中止または使用の制限もしくは中止」によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款「32.解約等」によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由 によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責 任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

28. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気 工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、一般送配電事 業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまから申し受けます。

VI. 契約の変更および終了

29. 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。当社がそれを承諾した場合には、お客さまは、電気料金メニューを変更することができます。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、ホームページへの掲載その他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款および別表を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款および別表によります。

30. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

31. 電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその期日を当社所定の方法で通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (2) 電気需給契約は、本約款「32.解約等」に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ)当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を 受けた日(当社が休業日である場合には、翌営業日となります。)に電気 需給契約が終了するものといたします。
 - ロ)当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給 契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものと

いたします。

- 32. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算
 - (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金はお客さまに負担をしていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
 - (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、その精算金はお客さまに負担をしていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

33. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについてあ らかじめその旨を伝えたうえで、電気需給契約の解約をする場合があります。

- (1) 本約款「22.供給の停止」によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、本約款「30.電気需給契約の終了」中(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期限日を20日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) 支払期限日を 20 日経過してもお客さまが他の電気需給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払われない場合
- (5) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費 負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (6) お客さまがその他本約款に違反した場合

34. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII. 工事および工事費の負担金

35. 需給地点および施設

電気の需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、託送約款における 供給地点といたします。

36. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社および一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
 - イ) お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - ロ)変成器の2次配線等で、一般送配電事業者規格以外のケーブルを必要とし、 またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用 を要する場合
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、 検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外と いたします。)とし、お客さまと当社との協議によって定めます。また、集合 住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装 置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじ め解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さま の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配 電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

37. 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者 の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから 無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

38. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合、その負担金はお客さまに負担をしていただきます。この場合には、一般送配電事業者が供給設備を無償で使用できるものとします。

39. 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

40. 施設した設備の所有権

当社が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかる費用を支払ったと きにお客さまに移転するものとします。

VIII. 保安

41. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、 すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただ きます。

42. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者 に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、た だちに適当な処置をいたします。
 - イ)お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が 生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ)お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異 状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業 者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX. その他

43. 反社会的勢力の排除

お客さまは、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

44. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については長野地方裁判所松本支部をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1 本約款の実施期日本約款は、平成30年12月1日から実施します。

附 則

1 本約款の実施期日 本約款は、令和元年10月1日から実施します。

附 則

1 本約款の実施期日 本約款は、令和2年4月1日から実施します。